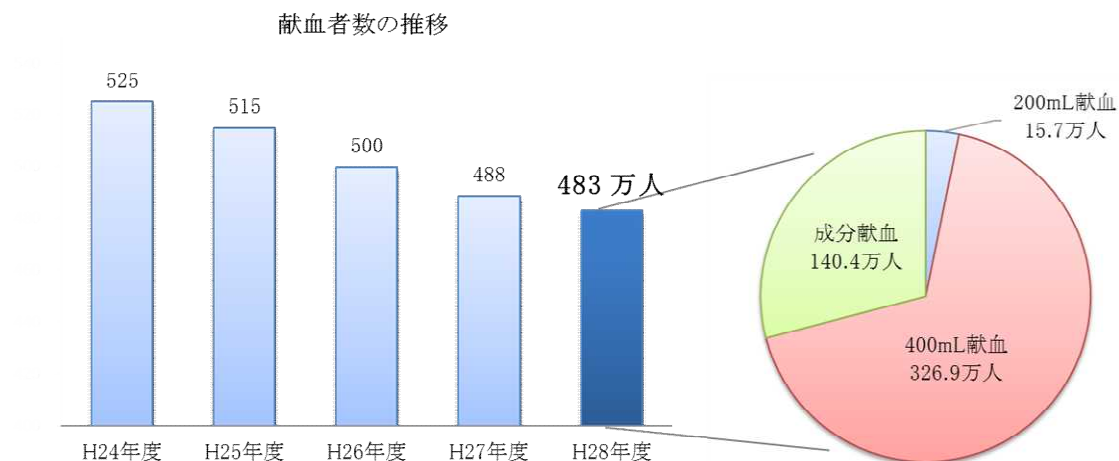


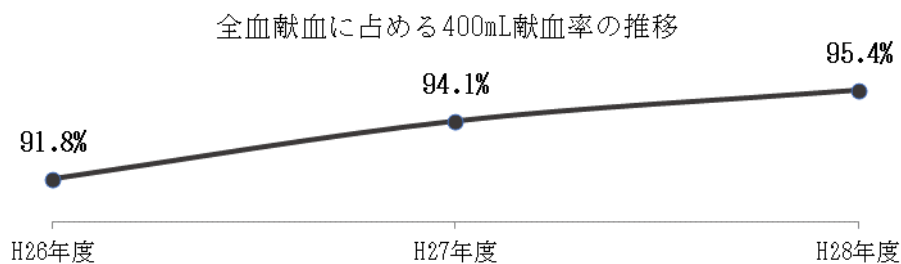
平成 28 年度献血受入計画における取組み状況について

1 平成 28 年度に献血により受け入れる血液の目標量

平成 28 年度においては、全血献血 343 万人(前年比 97.2%)、成分献血 140 万人(前年比 103.4%)、合計 483 万人(前年比 98.9%)の献血者を受け入れました。



献血者の受入れにあたっては、国が策定した献血推進計画を踏まえ、医療機関の需要の高い400mL献血、成分献血を中心に効率的な採血を行い、全血献血に占める400mL献血率は前年度の94.1%から95.4%となりました。



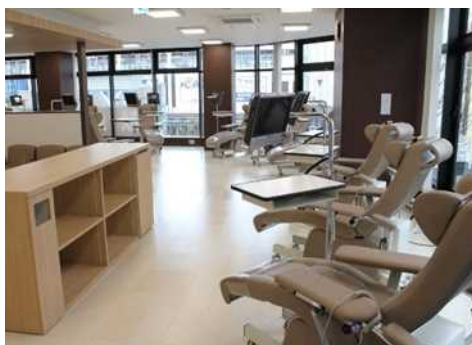
なお、都道府県別目標量に対する実績については、別紙1のとおりです。

2 前項の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血受入の基本方針

① 献血受入体制の整備

献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、具体的には、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血及び献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定等、献血受入体制の整備・充実を実施しました。また、採血所における休憩スペースの十分な確保や地域特性に合わせた献血者に安心・安らぎを与える環境作り等に努め、一層のイメージアップを図りました。



郡山駅前献血ルーム（福島県）平成 29 年 2 月移転



モノレールちば駅献血ルーム（千葉県）平成 28 年 9 月改装

② 献血者対応の充実

献血者が安心して献血できるように、献血の受入れに当たっては、丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、献血受入体制の改善に努めました。

また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正な運用に努めました。

③ 初回献血者等への対応

初めて献血をする方の献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休息をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を充分に行い、献血者の安全確保に努めました。

また、学校献血会場において、採血後の献血者をケアする者を配置し、採血副作用の防止に努めました。

④ 検査サービス等の実施

献血者の健康管理に資するため、引き続き希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績をお知らせしました。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった献血申込者に対して栄養士等による健康相談を実施しました。

(2) 献血者の確保対策

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者を普及啓発の対象として、各世代にあわせた効果的な活動や重点的な献血者募集を実施しました。

また、献血の意義等について、国民が広く理解できるように情報を提供することが、献血意識を高めることに繋がることから、血液事業をより理解していただくための各年齢層の広報を継続的に展開し、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の感謝の声を伝える等により、血液製剤が患者さんの医療に欠くことのできない善意による貴重なものであることを含めた献血思想の普及啓発を図りました。

① 若年層を対象とした対策

ア 若年層全体に対する対策

若年層向けの雑誌、放送媒体、SNS等、インターネットを含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけ、病気やケガのために輸血を受けた患者さんやそのご家族の声を伝える等、効果的な広報に努めました。

イ 小学生、中学生を対象とした対策

献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明するため、ボランティア組織の協力を得ながら、学校へ出向いての「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を積極的に行い、文部科学省や県教育委員会、ボランティア組織と連携して正しい知識の普及啓発と協力の確保を図りました。

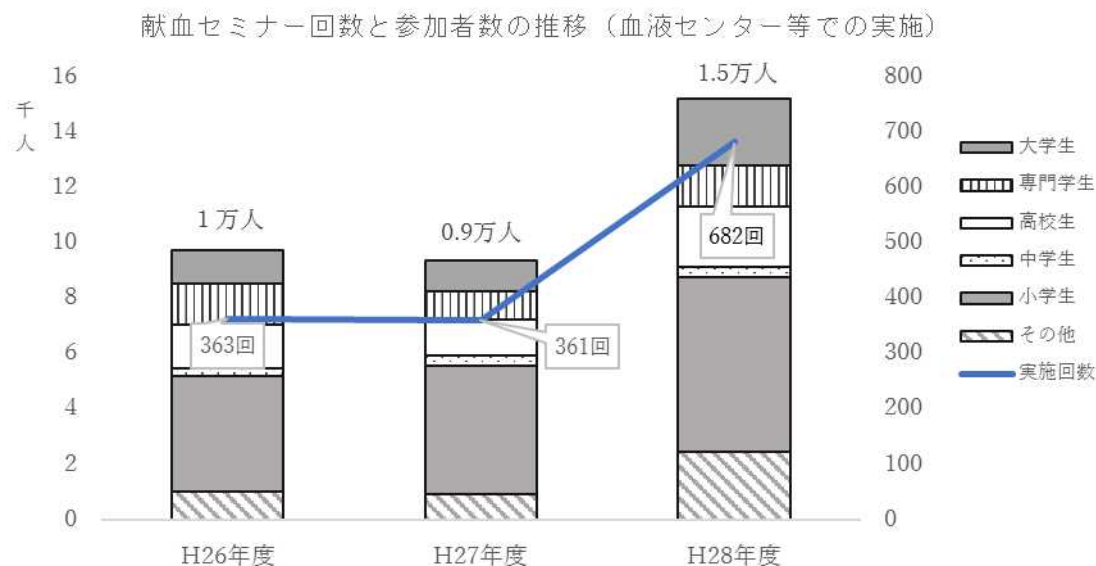
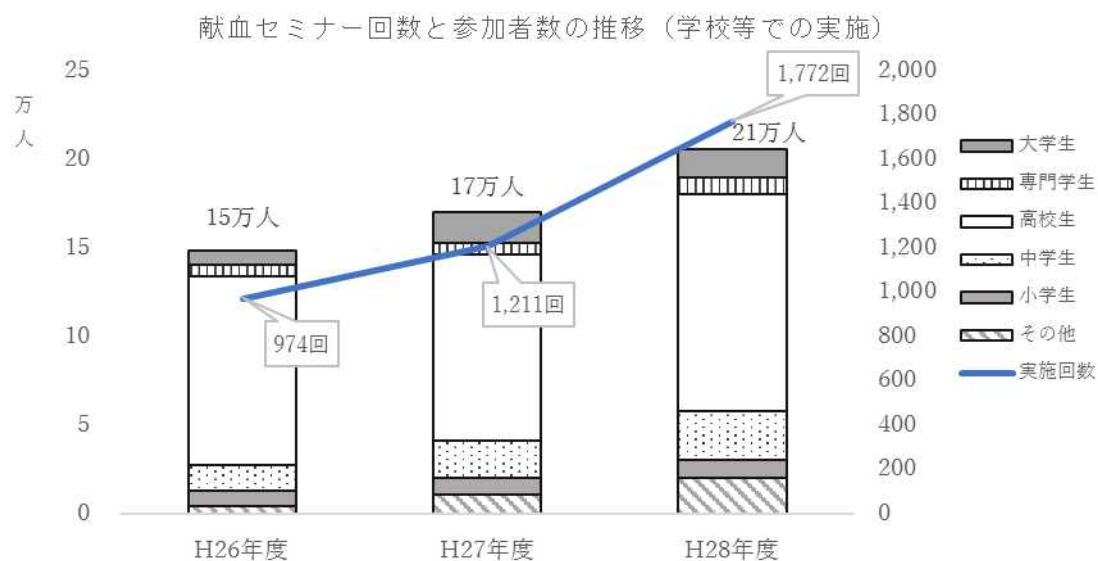
ウ 高校生を対象とした対策

「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」に献血に関する内容が盛り込まれたこと、文部科学省から各都道府県教育委員会あてに献血に触れ合う機会の受入れについての協力に関する通知が発出されたことから、献血のみならず、赤十字活動全体を含めた命の大切さ等を盛り込んだ統一資材等を用いて、学校へ出向いての「献血セミナー」を積極的に実施するよう努めました。

エ 大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、大学生における献血や血液製剤に関する理解、献血体験の促進に努めました。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取り組みを行いました。



オ 10 歳代への啓発として、採血基準の改正により、平成 23 年4月から男性に限り、400 ミリリットル全血献血が 17 歳から可能となったことを伝え、普及啓発に努めました。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

ア 子育て中の 20 歳代後半から 30 歳代を対象とした対策

この年代については、出産、あるいは子育てに忙しいという理由により献血をする機会が減少しているものと考えられることから、その方々に安心して献血していただけるための取り組みとして、地域の特性に応じて献血ルームに託児スペースを整備する等の受入体制を整え、親子が献血に触れ合う機会や利用しやすい環境を設けるよう努めました。

イ 40 歳代、50 歳代を対象とした対策

企業や団体の中心的存在であるこの年代に対して、「血液の使われ方」及び「献血可能年齢」等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、社会貢献活動の一つとして、地域の実情に即した方法で企業・団体等における献血の推進を図りました。

ウ 60 歳以上を対象とした対策

この年代は、60 歳を超えたところで献血者数の割合が急激に減少しており、その理由として定年退職することにより献血に関する情報に触れる機会が減少することや健康上の問題等が一要因として考えられることから、定年退職後も引き続き積極的に献血に協力していただけるよう、情報伝達の方法を工夫するなどして献血者の増加に努めました。

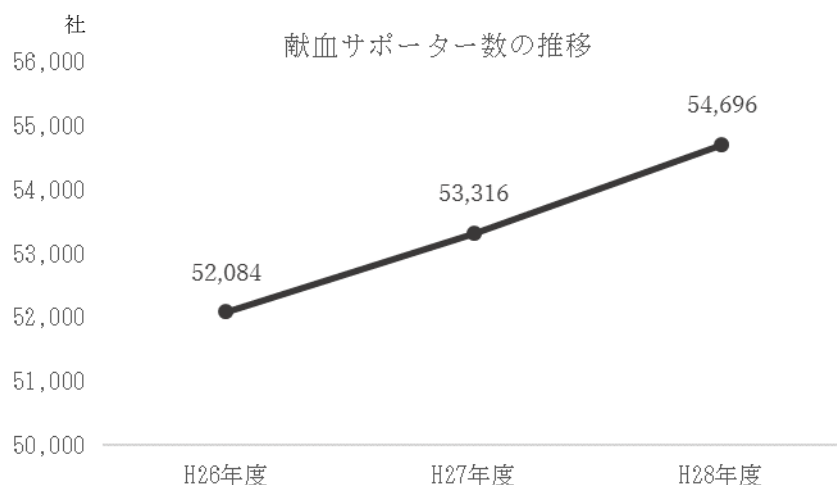
献血が出来なくなった 70 歳以上の方についても、個人ボランティアとして献血の推進に支援いただけるよう努めました。

また、血小板成分献血について、採血基準の改正により、平成 23 年 4 月から男性に限り、69 歳まで可能となったことを伝え普及啓発に努めました。

② 企業等における献血の推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促しました。

また、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、特に 20 歳代、30 歳代の労働者の献血促進について協力を求めるよう努めました。



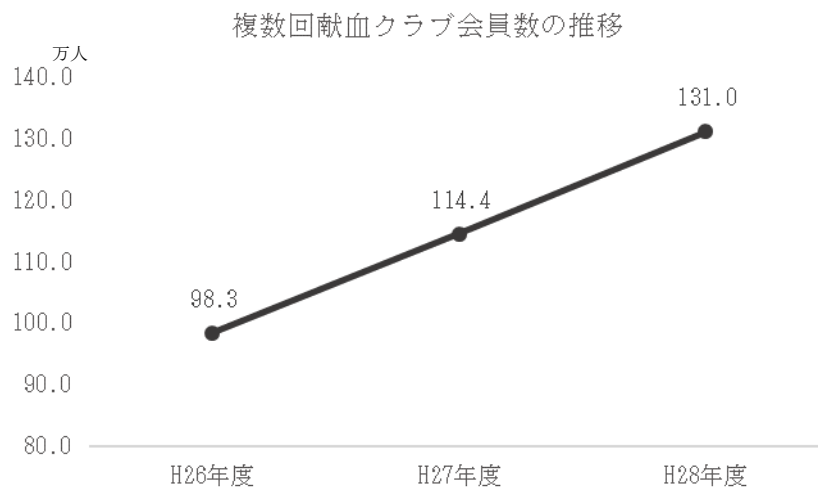
④ 複数回献血協力者の確保

複数回献血協力者を確保するため、複数回献血クラブの充実等、重点的な啓発、

施策を行うよう努めました。

また、複数回献血者に血液の需要に応じて協力していただくことは、今後の安定的・効率的な献血を実施していくうえで不可欠であり、複数回献血クラブへの加入促進、インセンティブとなる同クラブ会員を対象としたイベントの開催等を積極的に実施しました。

併せて、複数回献血クラブ会員の献血履歴を適切に管理し、必要な時に必要な献血を的確に依頼できるよう管理システムの改修に取り組みました。



⑤ 献血推進キャンペーン等の実施

将来の献血基盤となる10歳代、20歳代の若年層献血の推進は、血液事業にとって最も重要な課題であり、また、「はたちの献血」キャンペーンや「愛の血液助け合い運動」をはじめ、若年層献血推進を中心とした各種キャンペーン等を年間を通して展開しました。

開催時期	キャンペーン名	内容
6月	「LOVE in Action Meeting(LIVE)」	「世界献血者デー」にあわせ、6月6日に東京国際フォーラムにて開催。趣旨に賛同いただいたアーティストたちのライブを通じて、献血及びいのちの大切さを改めて考える機会となった。
7月	愛の血液助け合い運動	広く国民に献血に関する理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図った。また、その一環として、献血運動推進全国大会を秋田県立武道館において実施した。
6～12月	赤十字・いのちと献血 俳句コンテスト	赤十字活動や献血活動の意義の理解・普及することを目的とし、幅広い年齢層に俳句を募集。全国から約23万句の応募があり、厚生労働大臣賞をはじめとする各賞の表彰式を日本赤十字社本社にて行った。

12 月	全国学生クリスマス献血キャンペーン	学生献血推進ボランティアによる全国統一のキャンペーン。冬期の献血者確保手段の一つとして、学生から同世代の若年層への献血の理解と協力を訴えた。
1～2月	「はたちの献血」キャンペーン	フィギュアスケート選手羽生結弦氏をキャンペーンキャラクターに起用し、新たに成人を迎える「はたち」の若者を中心として、献血に関する理解と協力を呼びかけた。

3 その他献血の受入れに関する重要事項

(1) 血液製剤の安全性向上のための対策

国及び都道府県と連携し健康な献血者の確保に努めました。

献血者本人確認を徹底するとともに、HIV等の感染症の検査を目的とした献血の防止のための「安全で責任のある献血」の普及に努めました。さらに、問診業務の充実強化に努め、安全な献血の受入れを図りました。

(2) まれな血液型の血液確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼しました。

(3) 200 ミリットル全血献血のあり方について

血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進するうえで 400 ミリットル全血献血を基本とするものの、将来の献血推進の基盤となる若年層に対する献血推進が非常に重要であることから、国、都道府県及び学校と連携し「献血セミナー」を実施する等、献血を周知啓発する取り組みを積極的に行うとともに、特に高校生等の献血時には、400 ミリットル全血献血に献血者が不安がある場合は 200 ミリットル全血献血を推進するなど、出来る限り献血を経験していただくよう努めました。

(4) 血液製剤の在庫管理と不足時の対応

赤血球製剤等の在庫予測に基づき、献血者確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供し、万一の在庫不足時には対応手順に基づき、関係機関と連携した献血者確保対策を実施しました。

(5) 災害時等における危機管理

災害時において、献血血液の確保に支障を来さないよう、広域的な需給管理体制のもと、国、都道府県及び市町村と協力して継続的に全国的な献血の推進を図り、円滑な血液供給に努めました。また、広域的な大規模災害の発生に備え、国、都道府県、市町村及び企業等と協力して、複数の通信手段及び燃料の確保を行いました。更に、災害時等における

献血血液の製剤化に支障を来さないよう、国と協議して必要な設備等の整備を進めました。

(6) 献血受入計画の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供しました。また、その分析と評価を行い、次年度の献血受入計画の各種施策の検討に資することとしました。

平成28年度に献血により受け入れる血液の目標量について

ブ ロ ッ ク	都道府県	平成28年度献血受入計画					平成28年度実績				
		全 血	献 血	成 分	献 血	合 計	全 血	献 血	成 分	献 血	合 計
		200mL	400mL	血小板	血漿		200mL	400mL	血小板	血漿	
北海道	北 海 道	2,580	81,160	16,288	3,936	103,964	2,019	77,624	15,134	3,248	98,026
	小 計	2,580	81,160	16,288	3,936	103,964	2,019	77,624	15,134	3,248	98,026
東北	青 森 県	380	13,920	3,800	1,861	19,961	357	13,426	3,942	1,957	19,682
	岩 手 県	380	12,760	4,041	1,728	18,909	294	12,448	3,020	1,915	17,678
	宮 城 県	340	22,920	4,439	8,104	35,803	371	21,362	4,352	9,889	35,976
	秋 田 県	320	11,200	4,000	709	16,229	253	11,366	3,378	1,579	16,575
	山 形 県	260	10,920	2,480	2,392	16,052	235	10,592	1,827	2,914	15,568
	福 島 県	600	21,800	4,520	3,234	30,154	538	21,905	5,082	4,111	31,637
	小 計	2,280	93,520	23,280	18,028	137,108	2,048	91,100	21,602	22,365	137,115
関東甲 信越	茨 城 県	1,133	26,186	5,903	8,789	42,011	1,037	26,280	4,244	9,365	40,926
	栃 木 県	853	19,690	4,394	7,716	32,653	1,505	18,223	4,439	6,946	31,112
	群 馬 県	939	21,699	5,833	5,683	34,154	573	22,125	4,192	8,562	35,451
	埼 玉 県	2,644	61,059	12,739	18,169	94,611	3,409	57,600	8,484	22,828	92,320
	千 葉 県	2,575	59,476	12,455	18,271	92,777	1,947	59,912	9,239	17,494	88,592
	東 京 都	4,720	148,508	43,501	35,936	232,665	4,263	149,378	34,723	45,370	233,734
	神奈川県	2,147	81,934	17,552	21,268	122,901	1,897	79,934	14,984	28,988	125,804
	新 潟 県	930	21,476	6,020	10,139	38,565	694	21,104	5,918	9,765	37,481
	山 梨 県	359	8,282	0	5,944	14,585	319	8,279	0	6,336	14,934
	長 野 県	794	18,330	4,673	7,525	31,322	148	18,275	4,379	8,235	31,037
	小 計	17,094	466,640	113,070	139,440	736,244	15,790	461,111	90,602	163,888	731,390
東海北 陸	富 山 県	320	10,120	3,160	1,683	15,283	318	9,849	2,968	2,140	15,276
	石 川 県	296	11,200	3,840	2,709	18,045	376	10,285	3,463	3,077	17,200
	福 井 県	320	9,140	2,516	485	12,461	232	8,790	2,324	628	11,974
	岐 阜 県	620	19,400	4,080	4,996	29,096	626	18,606	3,971	5,315	28,518
	静 岡 県	1,133	34,658	8,311	9,969	54,071	1,176	34,152	6,670	10,407	52,405
	愛 知 県	1,706	69,286	16,075	25,512	112,579	1,615	67,556	15,068	27,506	111,745
	三 重 県	26	13,148	3,588	7,539	24,301	34	13,134	3,751	7,058	23,977
	小 計	4,421	166,952	41,570	52,893	265,836	4,376	162,372	38,216	56,131	261,095
近畿	滋 賀 県	394	13,732	2,688	2,128	18,942	128	14,022	2,389	1,933	18,473
	京 都 府	266	31,260	6,467	7,242	45,235	249	30,454	6,164	7,489	44,357
	大 阪 府	2,290	106,440	26,137	22,975	157,842	2,580	101,690	26,920	24,083	155,274
	兵 庫 県	1,424	59,116	13,424	12,620	86,584	1,573	57,394	12,056	13,987	85,010
	奈 良 県	282	14,128	3,672	2,729	20,811	309	13,134	2,892	2,792	19,127
	和歌山県	318	12,544	2,412	1,910	17,184	277	12,056	2,089	1,923	16,345
	小 計	4,974	237,220	54,800	49,604	346,598	5,117	228,751	52,510	52,207	338,586
中四国	鳥 取 県	33	6,464	1,696	480	8,673	12	6,673	1,603	507	8,795
	島 根 県	13	6,315	2,097	749	9,174	10	5,814	1,742	762	8,328
	岡 山 県	509	22,616	6,195	3,432	32,752	310	21,266	4,724	4,160	30,460
	広 島 県	399	30,590	13,014	6,043	50,046	336	29,866	11,082	12,063	53,347
	山 口 県	179	17,330	2,860	2,063	22,432	114	15,998	2,196	2,236	20,544
	徳 島 県	10	8,214	2,055	1,104	11,383	11	8,496	1,929	934	11,369
	香 川 県	20	11,058	2,016	2,222	15,316	17	10,651	2,068	2,264	15,000
	愛 媛 県	15	15,324	2,617	1,993	19,949	15	14,553	2,340	2,682	19,590
	高 知 県	249	9,332	2,265	1,015	12,861	229	8,362	2,357	880	11,828
	小 計	1,427	127,243	34,815	19,101	182,586	1,055	121,677	30,042	26,488	179,262
九州	福 岡 県	3	60,771	11,209	11,798	83,781	0	58,264	11,682	11,516	81,463
	佐 賀 県	34	8,000	2,144	3,143	13,321	30	8,024	1,902	2,985	12,942
	長 崎 県	136	16,848	3,752	3,276	24,012	155	16,801	3,255	3,027	23,238
	熊 本 県	240	22,469	4,021	4,006	30,736	191	18,345	3,310	3,554	25,399
	大 分 県	132	14,338	2,644	1,794	18,908	113	14,014	2,292	1,992	18,411
	宮 崎 県	112	13,440	3,136	674	17,362	111	13,654	2,598	1,345	17,708
	鹿児島県	220	20,080	3,894	573	24,767	202	19,371	3,810	945	24,328
	沖 縄 県	196	16,862	3,363	3,333	23,754	184	16,373	2,896	2,810	22,262
	小 計	1,073	172,808	34,163	28,597	236,641	986	164,846	31,745	28,173	225,750
合 計		33,849	1,345,543	317,986	311,599	2,008,977	31,390	1,307,483	279,851	352,500	1,971,224

※実績については、全血献血(200mL献血を200mL、400mL献血を400mL)、血漿成分献血(採取血漿量※血液保存液の量を含む。)、血小板成分献血(5～20単位を400mL)から算出していること。